

日吉台学区自治連活性化及び防災等に関する特別会計管理規則

令和元年7月13日 制定

1 特別会計の設置と目的

日吉台学区自治連合会会計に学区自治連合会活性化及び安全、安心のまちづくり等に寄与させるため、学区コミュニティ基金の自治連管理の基金残余金を充て特別会計を設置する。

2 目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 基金の管理に関すること
- (2) 自治連合会役員会で選択した自治会主催事業及び各種団体主催事業への助成
- (3) 自治連合会主催事業及び自治連合会と各自治会もしくは各種団体が連携して実施する事業

3 事業の実施

前項各号の事業は、総会で承認を得て実施するものとする。

ただし、緊急性のある事業で且つ1案件の事業費にかかる基金の支出額が20万円未満であるものは、役員会の専決処分により処理し、直近の総会の承認を得ることが出来るものとする。

4 この規則実施のため必要とする事項は、自治連合会役員会において定める。

付則

この規則は、令和元年7月13日から施行する。